

お知らせ なんたん



第28号(2の1) 平成19年3月9日発行

4月8日は京都府議会議員一般選挙の投票日です

— 期日前投票 3月31日から4月7日まで —

投票できる方は、日本国民で昭和62年4月9日以前に生まれた方で、引き続き南丹市の区域内に3ヵ月以上住所を有する方(平成18年12月29日以前に住民登録された方)です。

●最近、南丹市へ転入された方の投票方法

平成18年12月30日以後、京都府の市町村から南丹市へ転入された方は、もとの住所地の投票所で投票することができます。ただし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。また、4月8日(投票日当日)に都合の悪い方は、もとの住所地の選挙管理委員会で期日前投票をすることもできますが、いずれの場合であっても市町村が発行する居住証明書類を提出されないと投票できませんので、南丹市各支所の窓口(健康福祉課)で居住証明書類の交付を受けてください。

●郵便による不在者投票について

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障害のある方については、郵便を利用して在宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、もう一度証明書を確認いただき、有効期限が切れていないか確認願います。有効期限が切れていましたら再度申請願います。
・障害の程度…両下肢、体幹、移動障害、心臓、じん臓、呼吸器など、手帳の等級が障害の種類により1級から3級までの方
・介護保険認定者…「要介護度5」の方
※障害の種類(上肢または視覚)により代理投票制度があります。該当される方は「代理記載者」の届出が必要です。

◇問合せ先 南丹市選挙管理委員会 TEL 68-0002 FAX 63-0653

特定不妊治療費助成事業の18年度締め切りについて

京都府では、保険治療による不妊治療に加え、体外受精および顕微受精を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療にかかった費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。間もなく18年度分の申請期限となりますので、今年度中に特定不妊治療を受けられた方は、3月31日までに申請をお願いします。また、昨年、本事業の助成期間は「通算2年間」から「通算5年間」に拡大しました。

●対象治療 体外受精および顕微受精(特定不妊治療)

●対象者 次の全ての条件を満たす方が対象となります。

- ①夫婦の両者またはいずれかが京都府内にお住まいの方(ただし、京都市内にお住まいの方については京都市が助成します)
- ②法律上婚姻している夫婦
- ③府が指定した医療機関で特定不妊治療を受けた方
- ④特定不妊治療によらなければ妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方
- ⑤夫および妻の前年の所得の合計額が650万円未満
※所得の範囲および額の計算方法は児童手当法施行令を準用します。

●助成金額 1年度(4月1日～翌年3月31日まで)当たり10万円限度

●助成期間 通算5年間(他市町村で特定不妊治療費の助成を受けた場合、その期間も含む)

●申請期限 治療が終了した日の属する年度内(今年度は平成19年3月31日まで) ※3月中に申請が間に合わない方は、必ず南丹保健所に平成19年3月30日までにご連絡ください。

●申請先 お住まいの地域の各支所健康福祉課または南丹保健所まで

◇問合せ先 南丹保健所 健康支援担当 TEL (0771) 62-4753

不動産無料相談会を開催します

国土利用計画法の普及と社会福祉の向上を目的に「不動産無料相談会」を開催します。事前予約は不要です。この機会にご利用ください。

●日時 4月2日(月) 午前10時～午後4時(受付は3時30分まで)

●場所 京都商工会議所3階第3会議室(京都市中京区烏丸通夷川上ル)

●相談内容 不動産鑑定士による評価・賃料・権利関係・有効利用などの相談

◇問合せ先 社団法人 京都府不動産鑑定士協会 TEL (075) 211-7662

臨時職員(幼稚園教諭)の登録申し込みを受け付けます

平成19年度南丹市臨時職員(幼稚園教諭)の登録申し込みを受け付けます。

- 職種 幼稚園教諭
・おおむね50歳までの人 ・幼稚園教諭免許有資格者であること
- 賃金 京都府最低賃金に基づく、南丹市臨時職員の任用等に関する要綱による。
日額6,100円 時間額770円
- 勤務内容 場所:南丹市立幼稚園
時間:毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 受付期間 3月19日(月)～26日(月)※ただし、土・日・祝日は除く
午前8時30分～午後5時15分
- 申込方法 上記受付期間に、下記の提出書類をそろえて、総務財政課または各支所地域総務課へ提出してください。応募者は、臨時職員雇用予定者名簿に登録をし、平成19年4月1日以降必要に応じ雇用を行います。
- 提出書類 (1)臨時職員登録申込書(総務財政課、各支所地域総務課にあります)
(2)履歴書(市販、横書きのもの、写真貼付)
(3)資格を証明する書類(写し)

◇問合せ先 総務財政課 職員係 TEL 68-0002 FAX 63-0653

「はかり」の定期検査を行います

事業所などで取引や証明に使用されている「はかり」が正確であるかを確認するための定期検査(計量法に基づき2年に1回)が下記により行われます。

検査実施にあたり、事前調査を行いますので、検査対象となる「はかり」を使用(新規購入含む)されている事業者の方は、3月15日(木)までに各支所産業振興課まで連絡をお願いします。なお、前回(平成17年)の定期検査を受検された事業者へは、別途使用状況などの確認をさせていただきますので、連絡の必要はありません。

●巡回検査 対象:ひょう量30kg以下の電気式(デジタル)はかり

検査日程 4月9日(月)～13日(金)

検査会場 各事業所(京都府計量検定所からの巡回による検査)

●集合検査 対象:ひょう量5t未満の巡回検査対象以外のはかり

検査区域	検査日程	検査会場
美山町	5月16日(水) 午後1時～3時	林業協業センター
	5月17日(木) 午前9時30分～正午	高齢者コミュニティセンター
八木町	5月21日(月) 午前10時～午後3時	南丹市八木公民館
日吉町	5月22日(火) 午前11時～午後2時30分	J A京都日吉支店資材倉庫
園部町	5月23日(水) 午前10時～午後2時30分	南丹市園部公民館
	5月24日(木)	

●定期検査の対象となる「はかり」について

検定証印または基準適合証印が付けられている「はかり」のうち、取引や証明に使用されているものに限りです。

※検査を受けなければならない「はかり」の例

- ・商店、スーパーなどで、肉や魚など商品の重さを計量する「はかり」
- ・病院や薬局で使用する薬調剤用の「はかり」
- ・学校、保育所などで体重測定などの証明に使用する「はかり」
- ・荷物運送業などで運賃算定用に使用する「はかり」

※検査を受ける必要のない「はかり」の例

- ・工場などにおいて、生産工程に使用する「はかり」
- ・学校などで、教材用または給食用に使用する「はかり」
- ・農家、商店などで目安用に使用する「はかり」
- ・家庭で目安用に用いる「はかり」(ヘルスメーター、キッチンスケール)

●手数料 定期検査対象特定計量器および手数料に基づく手数料が必要となります。

◇問合せ先 農林商工課 商工観光係 TEL 68-0050

各支所 産業振興課 商工観光係

TEL 園部 68-0012 八木 68-0023

日吉 68-0033 美山 68-0042

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。